

協同農業普及事業の実施に関する方針

平成 23 年 3 月

福 岡 県

目 次

| | |
|----------------------------------|---|
| 実施方針策定に当たっての基本的な考え方 | 1 |
| 第1 普及指導活動の課題 | |
| 1 県農業を担う経営能力に優れた農業者の育成 | 1 |
| 2 競争力の高い産地の育成 | 2 |
| 3 安全・安心な農畜産物の生産及び持続性の高い農業生産の実践支援 | 2 |
| 4 都市との共生をめざす地域づくりの支援 | 3 |
| 第2 普及指導員の配置に関する事項 | |
| 1 普及指導センターの設置 | 3 |
| 2 普及指導員の配置 | 4 |
| 3 普及指導員任用資格を持たない職員の養成 | 4 |
| 4 普及指導手当 | 4 |
| 5 在任期間 | 4 |
| 第3 普及指導員の資質の向上に関する事項 | |
| 1 普及指導員及び専門技術指導員の研修 | 4 |
| 2 任用前職員の研修 | 5 |
| 3 人事交流の促進 | 5 |
| 第4 普及指導活動の方法に関する事項 | |
| 1 普及指導員及び専門技術指導員の職務 | 5 |
| 2 普及指導活動の重点化 | 5 |
| 3 普及指導活動における計画・評価の充実強化 | 5 |
| 4 普及指導員による調査研究の実施 | 6 |
| 5 総合的経営指導の強化 | 6 |
| 6 高度な技術の迅速な普及 | 6 |
| 7 普及情報の提供 | 6 |
| 8 関係機関との連携による新規就農者等の確保と育成 | 6 |
| 9 農業大学校の研修教育及び施設等の充実 | 7 |
| 10 関係機関との連携及び民間専門家、普及指導協力委員等の活用 | 7 |
| 11 行政施策の活用支援 | 7 |
| 第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項 | |
| 1 農業に関する教育への協力 | 7 |
| 2 他の都道府県との連携 | 8 |
| 3 他産業の指導機関との連携 | 8 |

実施方針策定にあたっての基本的な考え方

本県では平成13年に「福岡県農業・農村振興条例」を制定し、これに基づき「福岡県農業・農村振興基本計画」を策定して各種施策を推進している。この結果、新品種や新技術の開発と普及、農畜産物のブランド化による競争力ある産地づくり、個別大規模経営体や法人化された集落営農組織等の水田農業の担い手育成、輸出を含めた新たな市場の開拓等、本県農業・農村の持続的発展に向けた取組が進んでいる。また、雇用対策等を活用した雇用就農者の増加、食の安全や健全な食生活に対する県民の関心の高まり等、農業の転機となる動きが見られる。一方で、農産物価格の低迷等による農業所得の低下、農業者の高齢化による担い手の減少等、産地規模の縮小が懸念される。

平成22年3月に策定された国の「食料・農業・農村基本計画」においては、協同農業普及事業は、産地において大学、企業、試験研究機関、外部専門家等と連携し、産地の戦略的取り組みと技術を核とした総合的な支援を行うとし、その重要性が明文化されている。

また、協同農業普及事業は、本県農業・農村の振興に必要な施策を具体的に推進する役割を担っており、その重要性は更に増している。そのため、実施に当たっては、農業経営の改善に積極的に取り組む農業者の育成を図りつつ、本県農業・農村の振興を図るため、県農業・農村振興基本計画を踏まえ、次の方向で普及事業を展開する。

- ・高度な技術を持つ専門家集団である普及組織の機能を十分に発揮し、経営能力に優れた農業者や競争力の高い園芸産地の育成・強化に重点的に取り組む。
- ・農業者や関係機関との連携のもと、目標の共有を図り、課題解決を行う機能を十分に発揮し、水田農業における永続性のある担い手の育成及び地域農業の維持発展に重点的に取り組む。
- ・農業・農村を県民の財産として次代に引き継ぐため、食の安全・安心の確保、環境と調和した農業の確立、都市と農村が共生する地域づくり等の課題に積極的に取り組む。

今回策定する福岡県協同農業普及事業の実施に関する方針（実施方針）は、今後おおむね5年間の本県普及事業の基本的な方向と活動方針を示すものである。

第1 普及指導活動の課題

本県普及事業の実施にあたっては、次の4つの基本課題を設け、地域の実情に合った具体的課題を設定し、農業者とより密着した効率的で効果的な普及指導活動を実施する。

1 県農業を担う経営能力に優れた農業者の育成

雇用労働力を活用した経営規模拡大により園芸・畜産農業を強化するとともに、農業生産法人や集落営農組織等、永続性のある担い手が主体となる水田農業を構築するため、経営能力に優れ、将来にわたり県農業を担う人材を育成する。

(1) 雇用労働力を活用して収益力向上に取り組む園芸農業経営体等の育成

雇用労働力を積極的に活用して経営改善を図る経営体を中心に、革新的技術の導

入、雇用管理等に対する支援を行うとともに、地域・産地で雇用型経営を支える仕組みづくりを支援する。

(2) 水田農業における永続性のある担い手の育成

集落の合意による水田利用計画の策定及び実践に向けた取組を支援しながら、個別大規模経営体及び集落営農組織等の育成、作業の集約化を推進するとともに、法人化等による経営基盤の強化を支援する。

(3) 女性農業者の経営能力向上

県農業就業人口の半数近くを占める女性農業者に対する栽培技術や経営能力の段階に応じた指導や研修会の開催、各種情報の提供により経営参画を支援する。

(4) 新規就農者・青年農業者等の育成

これからの県農業を担う人材を確保するため、農業大学校や関係機関と連携して、就農前後の一貫した支援を実施することで早期の経営確立を図る。

2 競争力の高い産地の育成

競争力の高い産地を育成するため、産地強化計画等の産地戦略の策定・実践、消費者・実需者に求められる農畜産物の生産及びブランド化の取組を支援する。

(1) 優位性を確保するブランド農畜産物の生産販売の支援

・地域の特長を活かし、消費者・実需者が求める売れる米・麦・大豆づくりを支援する。

・産地戦略の実践や県育成品種の普及・定着をはじめとする特長ある農畜産物生産の取組により、野菜・果樹・花き・畜産物等のブランド化を支援する。

・消費者や実需者が求める商品づくりのため、農業者・産地のマーケティングに対する意識向上、安定的な生産・供給のための技術確立や継続的に販売できる体制の整備等、売れる仕組みづくりの取組の支援を行う。

(2) 高度な総合技術の組立と普及・定着

・地球温暖化対策等の生産課題に対応するため、試験研究機関や民間企業等と連携し、新品種・新技術の迅速な普及を図り、定着を支援する。

・産地競争力を高めるため、高品質化、低コスト化、省力化等に向けた生産技術の確立を支援する。

・水田の高度利用促進を踏まえ、新規需要米や飼料作物等の導入と定着を支援する。

(3) 収益力向上に向けた地域での6次産業化の取組の支援

・地域の特長を活かし、地元農産物をはじめとする地域資源を活用し、消費者・実需者の需要に沿った多様な流通・販売等の取組を支援する。

3 安全・安心な農畜産物の生産及び持続性の高い農業生産の実践支援

安全・安心な農畜産物を安定供給するため、生産段階から流通、販売の過程での安全性確保に向けた取組及び環境と調和した持続性の高い農業の実践を支援する。

(1) 適正な生産工程管理による安全・安心な農畜産物の生産

安全・安心な農畜産物を生産し、流通、販売するため、農薬適正使用をはじめとした生産現場で実践する農業生産工程管理（GAP）等の取組を支援する。

(2) 持続性の高い農業生産体制の確立支援

- ・ 稲・麦わら、家畜排泄物等の有機物やたい肥の投入等による土づくりを支援する。
- ・ 農産物の収量や品質を低下させず、環境への負荷を抑えられる総合的病害虫管理（IPM）の取組を支援する。
- ・ 福岡県減農薬・減化学肥料栽培認証及びエコファーマー認定制度等の取組を支援する。
- ・ 周辺環境への配慮とともに、耕畜連携を推進し、生産性の高い畜産経営を支援する。

4 都市との共生をめざす地域づくりの支援

県民とともに将来につながる本県農業・農村を築くため、地産地消、都市と農村の交流及び食農教育等の取組を支援する。

(1) 地域づくり等の活性化支援

- ・ 市町村等関係機関と連携し、地域農業・農村振興計画の策定と実践に向けた取組を支援する。
- ・ 農地流動化の推進等による耕作放棄地対策及び中山間地域における直接支払制度の活用等、地域づくりに必要な取組を支援する。
- ・ 市町村における鳥獣被害防止計画に基づいて、被害の防止に向けた取組を支援する。

(2) 農と食の距離を縮める地産地消の推進

- ・ 市町村等関係機関と連携し、農産物直売所の機能を活かした地産地消の取組を支援する。
- ・ 学校給食や地域の食に関わる産業との連携により、地元農産物の活用及び需要拡大を支援する。

(3) 都市と農村の交流による相互理解の促進

- ・ 市町村等関係機関と連携し、消費者との交流等の取組を支援する。
- ・ 農業者及び関係機関と連携しながら、県民に対する食農教育の取組を支援し、農業・農村への理解を促進する。

第2 普及指導員の配置に関する事項

1 普及指導センターの設置

- ・ 普及指導員の現地指導における活動拠点として設置する普及指導センターは、農業者等に対する情報提供や相談の場としての機能を併せ持つ必要がある。そのため、地域の実情や特性を考慮して県内10か所に設置する。
- ・ 農業者からの高度かつ多様なニーズに対応し、効率的かつ効果的な普及指導活動を行うため、必要な指導用機材・施設を計画的に整備する。また、農業者が利活用できるよう地域に開かれた普及指導センターづくりを推進する。

2 普及指導員の配置

(1) 普及指導センターに配置する普及指導員

普及指導センターに配置する普及指導員（以下「普及指導員」という。）は、農業者に対する高度な技術や知識及び経営改善等に関する普及指導、農業者や関係機関との連携による課題の解決、地域課題の調査研究、農業者や県民に対する情報の発信等重要な役割を考慮し、適正に配置する。

(2) 経営技術支援課に配置する普及指導員

経営技術支援課に配置する普及指導員（以下「専門技術指導員」という。）は、県域における普及指導活動の企画調整、普及指導員への高度な技術・知識等の伝達、普及指導員の任用資格を持たない職員の研修、広域課題の調査研究、農業総合試験場をはじめとする県域の関係機関との連携、農業者への直接指導等重要な役割を考慮し、適正に配置する。

3 普及指導員任用資格を持たない職員の養成

普及指導センターに配置された、普及指導員の任用資格を持たない職員（以下「任用前職員」という。）は、普及指導員の監督の下に普及指導に従事させ、現地における課題の解決能力等の向上を図る。

4 普及指導手当

普及指導員に対しては、その職務が複雑かつ困難なものであることから、普及指導手当を支給し、自主的な資質向上の取組を助長しつつ、意欲ある優秀な人材を確保する。

5 在任期間

普及事業は人づくりを基本とする事業であり、継続的な活動により地域農業の課題を的確に解決する必要があることから、在任期間はおおむね5か年とする。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 普及指導員及び専門技術指導員の研修

(1) 普及指導員の研修

普及指導員研修の実施にあたっては、課題解決に必要なスペシャリスト機能（農業者に対して地域の特性に応じた高度な技術と知識の普及、指導を行う機能）及びコーディネート機能（地域リーダー等の農業者及び関係機関と連携し、地域農業の現状把握と課題の明確化・共有化、課題解決方策の策定や実施等を支援する機能）を高めるため、おおむね5か年間の研修に関する基本計画及び毎年度の実施計画を作成し、別途作成する普及指導員等研修体系に沿って内容の充実強化を図る。

(2) 専門技術指導員の研修

専門技術指導員は、その専門能力を強化するとともに、普及指導員の資質向上を

支援するため、国の研修へ派遣する。

2 任用前職員の研修

任用前職員は、普及指導員の監督の下で普及指導に従事させ、計画的にOJT（業務の遂行の過程内において行う教育訓練）を行うことにより課題解決能力等の向上を図るとともに、早期養成のための研修を実施する。

3 人事交流の促進

高度な技術や総合指導力、幅広い視野を有する普及指導員及び専門技術指導員を育成・確保するため、試験研究機関、行政との人事交流を促進する。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

1 普及指導員及び専門技術指導員の職務

普及指導員及び専門技術指導員の職務については、福岡県普及指導活動推進要領で定める。

2 普及指導活動の重点化

効率的かつ効果的な普及指導活動を展開するため、普及指導の対象及び活動の重点化を図る。

(1) 対象の重点化

経営改善に意欲的な認定農業者、青年農業者、女性農業者、新規就農者及びその集団、さらに水田農業においては個別大規模経営体、集落営農組織に重点化する。

(2) 活動の重点化

- ・農政の方針や地域の特性を考慮しつつ、経営改善目標達成の支援、革新的技術等の導入に関わる活動に重点化する。
- ・競争力の高い園芸産地の維持・発展を図るため、雇用型経営を目指す園芸農業経営体の育成支援に取り組む。また水田農業の競争力強化のために、個別大規模経営体の育成、集落営農組織の法人化等、永続性のある担い手の育成に取り組む。
- ・関係機関との連携を図りながら、地域課題を的確に把握し、地域農業の活性化や農村の振興に関わる課題に取り組む。

3 普及指導活動における計画・評価の充実強化

(1) 計画

普及指導センターは、農業者、関係機関の意見、要望を把握した上で、「普及指導基本計画」及び「普及指導年度計画」を策定し、計画的な普及指導活動に努める。

(2) 評価

普及指導センターは、効率的かつ効果的な普及指導活動の実施、次期及び次年度以降の計画の見直しや策定に資するため、適切な進行管理を行い、中間及び期末に

活動実績の内部評価を行う。あわせて普及事業を効率的かつ効果的に実施するとともに、普及事業の役割等について県民の理解促進を図るため、外部有識者等による外部評価を実施し、幅広い視点から客観的に普及事業を評価する。

(3) 成果

年度末には「普及活動成果集」を作成し、公表する。

4 普及指導員による調査研究の実施

- ・普及指導員は、現場に応じた技術を組み立て、課題解決を図るため、専門的知識や先進の知見等を活用しながら調査研究を行う。
- ・調査研究により得られた成果は、研究会の開催等により普及指導員で共有し、他地域の課題解決や資質向上の取組に活用する。

5 総合的経営指導の強化

- ・地域農業の担い手の経営実態把握に努めるとともに、経営の発展段階や目標に応じた経営規模、品目の転換、雇用管理等、経営体の改善項目に対応した経営管理指導を実施する。
- ・農業者、産地、直売所等に対し、農業経営や産地振興におけるマーケティング活動の必要性を提案し、支援の場づくりを行うとともに役割分担を明確にして、消費者・実需者ニーズを意識した技術・経営支援活動を実施する。
- ・農業経営を総合的に支援していく観点から税務、労務、マーケティング等の民間専門家及び関係機関と連携しながら支援を行う。

6 高度な技術の迅速な普及

(1) 農業者の要請への的確な対応

農業者の技術水準の向上に伴って多様化、高度化する要請に的確に対応していくため、試験研究機関や民間等で開発された新品種・新技術について、現地実証を踏まえ迅速に普及する。

(2) 試験研究機関との連携強化

現地のニーズに即応した技術の開発と迅速な普及を図るため、研究課題化の要望を行うとともに、研究段階から目標を共有し現地実証試験の実施を支援する。

7 普及情報の提供

- ・普及情報の受発信基地として経営技術支援課に県普及情報センターを置くとともに、農業者や県民に対する情報発信機能を強化するため、普及指導センターに地域普及情報センターを設置して、迅速かつ的確に情報を提供する。なお、普及情報活動の具体的な内容については、福岡県普及情報活動推進要領で定める。
- ・普及指導活動で得られる情報には、個人情報や知的財産等、重要な情報が含まれていることを踏まえ、情報の適切な管理を行う。

8 関係機関との連携による新規就農者等の確保と育成

(1) 新規就農者

- ・農業内外から広く新規就農者を確保するため、農業士や関係機関と連携した就農相談活動の充実、技術・経営資金等に関する情報の提供及び学校教育との連携等、就農支援の充実・強化に努める。
- ・新規就農希望者に対して、(財)福岡県農業振興推進機構と連携し、就農計画の作成、農業技術習得研修等、就農準備の支援を行うとともに、就農後の経営確立まで、一貫した助言指導を行う。

(2) 青年農業者等

- ・青年農業者等には、基礎的な知識・技術・経営管理能力の向上や国際化に対応できる経営感覚を醸成するための研修を実施する。
- ・4Hクラブ等青年農業者グループ活動への支援を通じて、地域リーダーを育成する。

9 農業大学校の研修教育及び施設等の充実

- ・農業大学校は、高度な技術力と経営能力を持った農業者等を育成するため、農業技術はもとより、経営・流通等の総合的な研修教育を実施するとともに、その充実・強化を図る。
- ・農業大学校の指導職員については、農業技術・経営、青少年の育成等に精通し、高い指導力を有する職員を配置するよう努めるとともに、資質向上を図るため国の研修へ派遣する。
- ・研修教育が効果的に実施されるよう、施設・機械を計画的に整備する。

10 関係機関との連携及び民間専門家、普及指導協力委員等の活用

- ・地域農業の発展に向け、市町村、農業協同組合等、地域の農業振興を直接担う関係機関と役割を明確に分担しながら、連携強化に取り組む。また、普及事業推進のため、担い手・産地育成総合支援協議会等、関係機関で構成する協議会等の機能を十分に活用する。
- ・地域の特性を踏まえながら、指導農業士等の普及指導協力委員や先導的な農業者及び民間の専門家の協力を得るよう努める。また、普及指導活動の課題に応じて、大学や民間企業等と積極的な連携を図る。

11 行政施策の活用支援

- ・農業者が、経営改善を図るため、制度資金や補助事業等の行政施策を活用する場合は、事業計画等の策定及び目標達成に向けた生産技術の向上、経営改善の取組を支援する。

第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 農業に関する教育への協力

県民の農業・農村に対する理解の促進及び将来の農業の担い手の確保等を目的に、関係機関が実施する農業に関する教育に対し、情報提供等の必要な協力を努める。

2 他の都道府県との連携

全国的な普及指導活動の課題解決にあたっては、必要に応じて他の都道府県の普及指導員と連携を図る等、効率的な課題解決に努める。

3 他産業の指導機関との連携

地域農業の振興を図るため、必要に応じて商工会議所等農業以外の産業に関する指導機関と連携を図る。